

認可地縁団体の手引

(認可申請・認可後の各種届出等)



旭川市市民生活部市民活動課

(令和3年11月)

— 目次 —

1	地縁団体・認可地縁団体とは	2
(1)	地縁による団体とは	
(2)	認可地縁団体とは	
(3)	認可地縁団体になることのメリットと義務	
2	認可申請の手続	3
(1)	申請できる団体	
(2)	認可の要件	
(3)	認可手続の流れ	
(4)	認可申請に必要な書類	
3	認可告示後にできること	6
(1)	認可地縁団体の告示事項証明書 ¹ の交付	
(2)	認可地縁団体の印鑑登録	
(3)	認可地縁団体印鑑登録証明書 ² の交付	
(4)	不動産の登記	
4	認可地縁団体の運営	10
(1)	告示事項変更の届出	
(2)	規約変更の手続	
(3)	財産目録の作成と備置き	
(4)	構成員名簿の備置き	
(5)	総会の開催	
5	認可地縁団体の認可取消しと解散	12
(1)	認可の取消し	
(2)	認可地縁団体の解散	
6	よくある質問	13
	資料編	17
■	参考資料一覧	
■	申請様式・記入例	
■	書類作成参考例	
■	関係法令（抜粋）	

1 地縁団体・認可地縁団体とは

(1) 地縁による団体とは

「地縁(ちえん)による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定区域に住む住民の自主性により組織された町内会や自治会(以下「町内会等」という。)などのことを指します。

(2) 認可地縁団体とは

認可地縁団体とは、法人格を有した地縁による団体のことです。

従来、町内会等は法人格を取得できなかったことから、所有する町内会館等の不動産を団体名義で登記することができず、代表者個人や役員の共有名義でした。このため、名義人の転居や死亡による相続といった財産上の問題が生じることがありました。

このような問題に対処するため、平成3年の地方自治法(以下「法」という。)の改正により、不動産を保有している、もしくは保有を予定している町内会等が法人格を取得することができるようになり、町内会等の団体名義での不動産登記等が可能となりました。

また、令和3年11月からは、資産の保有に関係なく、地域活動を円滑に行うために必要であれば、法人格を取得することができるようになりました。

(3) 認可地縁団体になることのメリットと義務

認可地縁団体として町内会等が法人格を取得すると、法人名義での資産登記手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることとなります。その一方で、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年1回の総会の義務化や書類の適正な備え付け、各種変更の際の事務手続きなどが継続的に必要になるほか、政治活動の禁止や、納税の義務が明確化されます。

必ず、町内会等の皆さんで、認可地縁団体になることのメリットだけでなく、義務も確認したうえで、法人格取得の是非を事前によく検討してください。

メリット

- ・法律上の「任意団体」であるときに比べて、明確な「法人組織」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- ・法律行為の主体として、法人名でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。(会員個人の資産と、法人の資産が明確に分けて管理されるようになります)
- ・会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人に継続されます。(任意団体の場合は、万が一、財産登記上の名義人がお亡くなりになった場合には、任意団体の保有する財産は名義人の遺族に相続となってしまう、その後の財産管理が煩雑になります。)
- ・実質的に町内会等が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れず、全ての方からの同意が得られない場合に、市に申請して一定期間公示することで、

認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度が活用できます。

義務

- ・年1回の**通常総会**の開催が**義務化**されます。
- ・常にその年の**最新版の財産目録**を事業年度終了から3か月以内(事業年度を定めていない場合は1月から3月までの間)に作成し、法人の主たる**事務所に備え付けなければなりません**。また、常に**最新版の構成員(会員)名簿**に更新し、主たる事務所に備え付けなければなりません。
- ・特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ・納税の義務が明確化されます。
- ・地方自治法に沿った適正な運営が必須になるため、認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続きに時間と手間がかかります。(任意団体のようなフットワークの軽さはありません)
- ・代表者の変更や主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度市への届け出や認証申請を行い、告示を受ける必要があります。
- ・破産手続き開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると、50万円以下の過料に課される場合があります。
- ・認可地縁団体の告示事項証明書(法人登記簿に代わるもの)は、関係者に限らずだれでも取得可能なため、認可地縁団体の歴代代表者の氏名及び住所が公にされます。

2 認可申請の手続

(1) 申請できる団体

認可申請できる団体は、以下の要件を満たす団体です。

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

地縁とは地域内のつながりや近隣住民同士の人間関係のことで、いわゆる**町内会等**が対象です。



《注意》

以下のような団体は対象となりません。

- × 特定の目的の活動だけを行う団体
(例)スポーツ活動だけや、環境美化活動を行う団体など
- × 構成員(全員)に対して住所以外の特定の属性を要する団体
(例)老人会や子供会(年齢の制限)、婦人会(性別の制限)など

(2) 認可の要件

以下の4項目が認可の要件です。認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可取消しとなるので御注意ください。

項目	要件
①目的	町内会等の活動として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設(会館)の維持管理など、良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動を目的とし、実際に行っていること。
②区域	町内会等の区域が、地域住民にとって客観的に明らかで、この区域で相当の期間にわたって存続していること。 ※他の町内会等と区域が重なったり、境界が不明瞭であってははいけません。
③構成員	区域内の全住民に構成員となる資格があり、実際にその相当数の住民が構成員となっていること。 ※年齢、性別等を問わず、その区域内に居住する全ての個人が対象ですので、世帯単位ではなく、個人名での構成員名簿が必要になります。 ※相当数の住民とは、一般的にその区域の全住民の過半数を指します。
④規約	法に定める事項(6頁参照)すべてを含む規約を定めていること。

(3) 認可手続の流れ

STEP1 事前準備 (申請者)

- ・町内会等で法人化の申請の是非について話し合います。
- ・(不動産等を保有する場合のみ)団体名義にする不動産等の所有者の把握、名義変更の同意の取得などを行います。
- ・市民活動課に相談したうえで、規約案などを作成します。
(43～47頁に、規約例を掲載していますので、参考にしてください。)

STEP2 総会の開催 (申請者)

- ・現在の規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。
※役員会や班長会等省略された会議での議決は無効です。必ず総会での議決が必要です。

議決が必要な案件	総会に必要な書類
ア 規約の制定(若しくは改正)	認可地縁団体の規約案(若しくは改正案)
イ 認可申請することの議決	
ウ 代表者の決定	
エ 構成員の確定	構成員名簿(自治会・町内会会員名簿など)

※資産を保有する場合、上記議決のほか保有(予定)資産の確定などを行います。

STEP3 申請（申請者）

- ・申請書類を作成します。→詳細は次頁「（４） 認可申請に必要な書類」を参照
- ・全てそろったら、市民活動課に提出します。

STEP4 審査（市）

- ・提出書類の確認及び認可要件の審査を実施します。

STEP5 認可・告示（市）

- ・市長による認可の告示を実施します。
- ・併せて、認可地縁団体台帳に新たな団体として登録し、団体代表者に認可された旨の通知をします。これにより法人格の取得が完了し、認可地縁団体が成立します。

（４） 認可申請に必要な書類

提出書類	補足	参照頁
① 認可申請書(様式 1)		20-21
② 規約(次項及び参考規約を参照)		43-47
③ 認可をすることについて総会で議決したことを証する書類	※総会議事録の写しに議長と議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの	49
④ 構成員(会員)の名簿	※認可申請する地縁団体に加入している全員の住所・氏名が記載されているもの。 (会員である場合には子どもの名前なども記載する必要があります。) ※名簿に記載するのは世帯単位でなく、構成員個人名であることに御留意ください。 ※当該区域の住民の相当数(過半数)が構成員になることが必要です。	48
⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類	※前年度の活動報告書(又は事業報告書), 決算書及び本年度の事業計画書, 予算書等を添付	-
⑥ 申請者が代表であることを証する書類(代表者就任承諾書※様式 2)	※代表者になることの承諾書に本人の署名又は記名押印のあるもの。	22-23
⑦ 規約で定める区域を示した図面	※地図等に当該団体の区域(範囲)を囲んで表示したものを御用意ください。	-

《参考》規約と総会

規約(会則)に「定めなければならない」事項

①	目 的	活動内容をできる限り具体的に定めてください。
②	名 称	特に制限はありません。
③	区 域	条丁目や地番、住居表示番号等に表示します。なお、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でもかまいませんが、その際は区域の範囲が地番等に表示できるような参考資料を添付してください。
④	主たる事務所の所在地	認可地縁団体の正式な住所となります。会長さんの自宅や集会施設(会館)の所在地に定めることもできます。
⑤	構成員の資格に関する事項	町内会等の区域に住所を有する個人が全て構成員になれること、また、正当な理由がない限り加入を拒否することはできないことを必ず書かなければなりません。
⑥	代表者に関する事項	代表者の選出方法、任期、職務等を定めます。併せてそのほかの役員 の事項についても定めます。 (法第 260 条の 5 から同法 260 条の 10 の規定が適用されます。)
⑦	会議に関する事項	会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を想定します。 (法第 260 条の 13 から同法第 260 条の 19 の規定が適用されます。)
⑧	資産に関する事項	保有資産の構成、取得、処分の方法、管理の方法などを想定します。 また、法第 260 条の 4 の規定により、財産目録の作成が義務づけられて いますので御留意ください。

3 認可告示後できること

(1) 認可地縁団体の告示事項証明書の交付

認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された法人であることを証明する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。この書類は、不動産の登記等や銀行口座の開設などで必要になる場合があります。

- ① 告示事項証明書の交付申請ができる人
どなたでも可能です。
- ② 告示事項証明書の交付申請に必要なもの
 - (ア) 証明書交付請求書(様式 7※32 頁参照)
 - (イ) 手数料 200 円 ※交付時に支払

(2) 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体は、団体名義での法人印の印鑑登録手続きを行うことで、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

① 印鑑登録の申請ができる人

認可地縁団体の代表者本人 ※代理人による申請も可。委任状が必要です。

② 印鑑登録に必要なもの

- (ア) 認可地縁団体印鑑登録申請書(印鑑規則様式第1号※38頁参照)
- (イ) 代表者の個人印(印鑑登録されたもの)
- (ウ) 代表者の個人印の印鑑登録証明書
- (エ) 代表者の本人確認の書類(運転免許証等)
- (オ) 登録する団体印

《注意》

以下のいずれかに該当する印鑑は、認可地縁団体の印鑑として登録できません。

x ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

x 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの

x 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの

x その他市長が登録する認可地縁団体印鑑として適当でないと認めたもの

《印鑑登録の廃止・登録の抹消手続き》

印鑑登録の廃止

印鑑の登録を受けている代表者(印鑑登録者)などは、次の場合、申出が必要です。

① 登録印鑑を廃止しようとするとき

(ア) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(印鑑規則様式第5号※40頁参照)

② 登録した印鑑を亡失したとき

(ア) 認可地縁団体印鑑登録亡失届出書(印鑑規則様式第6号※41頁参照)

(イ) 代表者の個人印鑑の印鑑登録証明書(発効後3か月以内のもの)

印鑑登録の抹消手続

次のいずれかに該当するとき、印鑑の登録は抹消されます。印鑑登録者には、市からその旨を通知します。

① 認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請を受理したとき

② 印鑑登録代表者の登録資格に変更があったとき

③ 認可地縁団体が解散したとき

④ 認可地縁団体の名称や代表者等の氏名の変更により認可地縁団体印鑑としてを適当でないと認めたとき

⑤ その他抹消すべき理由が生じたとき

(3) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

印鑑登録をされた方は、認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付を受けることができます。印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(印鑑規則様式第4号※39頁参照)に基づき交付します。

① 印鑑登録証明書の交付申請ができる人

印鑑登録者(認可地縁団体の代表者)

※代理人による申請も可。委任状が必要です。

② 印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの

(ア) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(印鑑規則様式第4号※39頁参照)

(イ) 印鑑登録した認可地縁団体印鑑

(ウ) 申請者の印鑑(印鑑登録されたもの)

(エ) 申請者の本人確認書類(運転免許証等)

(オ) 交付手数料 350 円 ※交付時に支払

(4) 不動産等の登記

不動産を新しく登記する場合や、団体名義に変更する場合には、法務局(旭川地方法務局)での手続きが必要です。登記には、(1)の告示事項証明書が必要となります。その他の必要書類については、旭川地方法務局(38-1111)にお問合わせください。

不動産登記における特例制度について

認可地縁団体が一定期間所有(及び占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全て(または一部)の所在が知れない場合、この手続きにより、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度です。

認可地縁団体が実質的に所有(及び占有)しているにもかかわらず、団体名義に変更しようとした不動産が、既に亡くなった方の名義になっていて、その相続人の所在が不明であったりして、全ての所有者から名義変更の同意が得ることが困難な場合などに申請できます。

ただし、この特例制度は認可地縁団体が実質的に所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体からの申請によって可能とするものですが、あくまで不動産登記は対抗要件としての(所有していることを第三者に主張するための)公示制度です。制度申請による公告を受けて、異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

《特例の適用を受け登記するまでの流れ》

特例の4つの要件(※1)全てに該当

公告申請に必要な書類(※2)を準備し、団体代表者が市に公告申請

市が確認の後、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記について、異議のあるものは市に対して異議を申し立てるよう、市長名で公告(3か月以上の公告期間)

期間内に異議がなかった場合

登記関係者から「異議申出がなかったこと」を証する情報を市が書面により、認可地縁団体に提供
単独で所有権の移転登記が可能に

期間内に異議があった場合

異議を述べた方の氏名・住所・理由等を市が認可地縁団体に通知。公告による手続きは中止となり、団体と異議を述べた方とで協議

特例の4つの要件(※1)

①	認可地縁団体が所有する不動産であること
②	その不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
③	その不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、申請しようとする認可地縁団体の構成員、またはかつてその認可地縁団体の構成員であった者であること
④	その不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

公告申請に必要な書類(※2)

①	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(様式 10※35-36 頁参照)
②	特例制度で地縁団体名義に変更しようとしている不動産の登記事項証明書
③	申請不動産に関し、法第260条38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
④	申請者が代表者であることを証する書類 ※認可地縁団体の代表者としての届出が既に済んでいる場合は、市で確認書類を保存しているので提出不要です。代表者が変更になっている場合は、変更手続を先に行ってください。
⑤	法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 →上記「特例の4つの要件(※1)」に掲げた①～④について証明できる資料のことです。詳しくは、市民活動課までお問合わせください。

異議申し出に必要な書類

①	申請不動産の登記移転等に係る異議申立書(様式 11※37 頁参照)
②	当該不動産の登記事項証明書
③	申出する方の住民票の写し

4 認可地縁団体の運営

(1) 告示事項変更の届出

代表者の交代等, 告示された事項に変更がある時, 認可地縁団体の代表者はできるだけ速やかに市長に届け出なければなりません。市長によって告示されていない事項は正式なものとして認められず, 効力がありませんので御注意ください。

告示内容

- ①団体の名称 ②規約に定める目的 ③区域
- ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(代行者が選任されている場合は, その氏名及び住所)
- ⑦代理人の有無(代理人がある場合は, その氏名及び住所)
- ⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由 ⑨認可年月日

※町内会長さんが任期満了などで交代した場合も届出が必要です。(上記⑤に該当)
主たる事務所を会長宅にしている場合はそちらも変更が必要です。(上記④に該当)

	提出書類	補足	参照頁
(ア)	告示事項変更届出書(様式3)		24-25
(イ)	告示された事項に変更があった旨を証する書類	総会議事録の写しに議長と議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの	51-52
(ウ)	その他必要な書類		-

(2) 規約変更の手続き

規約は, (別段の定めがあるときを除いて)全ての構成員の4分の3以上の同意があるときに限り, 変更できます。規約に変更があるとき, 認可地縁団体の代表者は市長に申請し, 認可を受けなければなりません。認可を受けてない規約は効力がありませんので, 御注意ください。

なお, 規約の変更を予定している場合は, 事前に市民活動課に御相談ください。

提出書類		補足	参照頁
(ア)	規約変更認可申請書(様式4)		26-27
(イ)	規約変更の内容及び理由を記載した書類		57-58
(ウ)	規約変更を総会で議決したことを証する書類	総会議事録の写しに議長と議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの	53-54
(エ)	その他必要な書類		-

注：規約の変更内容が、名称、目的、事務所の所在地等の告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更届が必要となります。

(3) 財産目録の作成と備置き

毎年事業年度終了から3か月以内(事業年度を定めていない場合は1月から3月までの間)に、財産目録を作成してください。また、作成した財産目録は事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の備置き

構成員名簿を備え置き、構成員の変更が生じた場合は必要な変更を加えなければなりません。(市への報告や提出は不要です)

(5) 総会開催

少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催してください。表決権は平等であり、総会に出席しない時は書面や電磁的方法または代理人によって表決することができます(ただし、規則に別段の定めがある場合は適用しません)。

5 認可地縁団体の認可取消しと解散

(1) 認可の取消し

認可地縁団体が次に掲げる事由になった場合は、認可の取消しの対象となります。

- ① 法律に定める以下の認可要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ・認可地縁団体の活動目的が、営利目的や政治目的に変更となったとき
 - ・認可地縁団体が相当の期間にわたって活動していないとき
 - ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めないとき
 - ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ② 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

(2) 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。解散は民法の規定が準用され、市長に対しての届出(市長に対する解散告示)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続が必要です。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会で解散の決議があった場合

※規約に特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の4分の3以上の賛成で解散となります。

- ⑤ 構成員が欠亡し相当数に満たなくなった場合

事前に市民活動課に御相談ください

6 よくある質問

Q 1 認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 1 市は、町内会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、今までの町内会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされることはありません。

Q 2 不動産を保有していなくても、認可の対象となりますか。

A 2 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象となります。

Q 3 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A 3 マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

Q 4 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりますか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で 1 票とすることはできませんか。

A 4 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯で捉えることはできませんので、会員は各々 1 個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的に、地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員分の 1 票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q 5 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要があるのでしょうか。

A 5 法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯で捉えるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住民を有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。入会しようとする者のみ名簿に記載すればよいものです。

Q 6

未成年を構成員から除外することは可能ですか。

A 6

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には、年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

Q 7

法人や商店等は構成員として認められますか。

A 7

構成員は個人しか認められません。地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとって第二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。法人は構成員にはなれませんが、表決権を持たない「賛助会員」として位置づけ、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q 8

現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

A 8

一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。

Q 9

認可地縁団体の事務の効率化や感染症対策などの観点から、総会を書面のみによる開催とすることはできますか。

A 9

認可地縁団体の総会を書面のみをもって開催することは地方自治法に定めがないため、できないものと考えられます。

なお、総会に出席しない会員は書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決をすることが可能であり、そのような会員が相当数見込まれる状況においては、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同様に、相互に議決できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより、総会を開催することも可能と解されます。この場合であっても、Web会議等ではなく、直接集まって意見を述べたい会員がいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることは必要となります。

Q 10

令和3年9月1日施行の地方自治法第260条の18項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか。

A 10

具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

Q 11

電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、既に規約に書面や代理人による表決の規定がある場合に規約の改正は必要なのでしょうか。

A 11

地方自治法第260条の18第4項の規定により規約が優先的に適用されるため、電磁的方法による表決ができる旨の追記が必要となります。

なお、現行の規約に書面や代理人による表決の規定がない場合において電磁的方法による表決を可能とするためには、その旨を、規約又は総会の決議のうち各団体において選択した方法により定める必要があります。新たに規約を定める場合であって、現在地方自治法上可能とされている「書面による表決」・「代理人による表決」に加えて「電磁的方法による表決」を可能にしようとする場合には、これらの方法のいずれも可能である旨を記載する必要があります。総会の決議による場合は、例えば「以降継続的に電磁的方法による表決を可能とする決議」・「毎年その都度電磁的方法による表決を可能とする

決議」など，地域の実情に応じて決議の内容を決定することが考えられます。その決定をするための総会の開催時期についても特段の定めはありません。

Q 12

認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」と改められましたが，これにより法人格を得る団体として，どのような目的を持った団体を想定していますか。

A 12

法人格を取得する目的として，①継続した活動基盤の確立，②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化，③法律上の責任の所在の明確化，④個人財産と法人財産との混同防止，⑤対外的な信用の獲得等が考えられます。

— 資料編 —

- 参考資料一覽
- 申請様式・記入例
- 書類作成参考例
- 関係法令(抜粋)

参考資料一覧

○認可地縁団体の認可や運営に係る様式

申請様式・記入例					
	資料内容	様式	必要になる時	掲載頁	記入例
<input type="checkbox"/>	認可申請書	様式 1	認可申請時	20-21	○
<input type="checkbox"/>	代表者就任承諾証明書	様式 2	認可申請時	22-23	○
<input type="checkbox"/>	告示事項変更届出書	様式 3	告示事項変更時	24-25	○
<input type="checkbox"/>	規約変更認可申請書	様式 4	規約変更時	26-27	○
<input type="checkbox"/>	解散届出書	様式 5	解散時	28-29	○
<input type="checkbox"/>	清算終了届出書	様式 6	解散時	30-31	○
<input type="checkbox"/>	証明書交付請求書	様式 7	資産登記時等	32	-
<input type="checkbox"/>	残余財産処分認可申請書	様式 9	解散時	33-34	○
<input type="checkbox"/>	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	様式 10	不動産登記の特例制度	35-36	○ (記載要領)
<input type="checkbox"/>	申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	様式 11	不動産登記の特例制度	37	-

○認可地縁団体の印鑑登録に係る様式

申請様式				
	資料内容	様式	必要になる時	掲載頁
<input type="checkbox"/>	認可地縁団体印鑑登録申請書	印鑑規則 様式第 1 号	印鑑登録時	38
<input type="checkbox"/>	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	印鑑規則 様式第 4 号	不動産売却時等	39
<input type="checkbox"/>	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	印鑑規則 様式第 5 号	印鑑の廃止時	40
<input type="checkbox"/>	認可地縁団体印鑑亡失届出書	印鑑規則 様式第 6 号	印鑑の紛失時	41
<input type="checkbox"/>	委任状	印鑑規則 様式第 8 号	印鑑登録に係る手続を委任する時	42

書類作成参考例

	資料内容	書式	必要になる時	掲載頁	作成例
<input type="checkbox"/>	規約例	任意書式	認可申請時, 規約変更時, 告示事項変更時等	43-47	○
<input type="checkbox"/>	構成員名簿	任意書式	認可申請時等	48	○
<input type="checkbox"/>	総会議事録(抄本)	任意書式	(1) 認可申請時 (2) 代表者変更時 (3) 規約変更時 (4) 解散時	49-56	○
<input type="checkbox"/>	規約変更の内容及び理由を 記載した書類	任意書式	規約変更時	57-58	○

関係法令

資料内容	掲載頁
地方自治法(抜粋)	59-65
地方自治法施行規則(抜粋)	66-68

年 月 日

(宛先) 旭川市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式1 認可申請書

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇〇〇〇町内会

(規約で定めた主たる事務所の所在地を記入してください)

所在地 旭川市〇〇町〇条〇丁目〇番〇号

代表者の氏名及び住所

(町内会長の氏名、住所を記入してください)

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 旭川市〇〇町〇条〇丁目〇番〇号

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

年 月 日

(宛先) 旭川市長

氏 名

住 所

代 表 者 就 任 承 諾 証 明 書

私は、次の団体の代表者として就任する承諾をしていることを証明いたします。

1 団体名

2 所在地

3 就任（総会）年月日

年 月 日

様式2 代表者就任承諾証明書

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市長

氏名 (新しい代表者の氏名)

住所 (新しい代表者の住所)

代表者就任承諾証明書

私は、次の団体の代表者として就任する承諾をしていることを証明いたします。

1 団体名

〇〇〇〇〇〇町内会

2 所在地

旭川市〇〇町〇条〇丁目〇番〇号

(規約で定めた事務所の所在地を記入してください。)

3 就任(総会)年月日

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(認可地縁団体となることについて議決した総会の日(議事録の総会開催日と同じ日付)を記入してください。)

様式3 告示事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

様式3 告示事項変更届出書

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇〇〇〇〇町内会

所在地 (新しい事務所の所在地)

代表者の氏名及び住所

氏名 (新しい代表者の氏名)

住所 (新しい代表者の住所)

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

新代表者 〇〇 〇〇 **住所** 旭川市〇〇町〇条〇丁目〇番地
(新代表者の氏名・住所～番地又は住居番号も記入してください。)

旧代表者 〇〇 〇〇 **住所** 旭川市〇〇町〇条〇丁目〇番〇号
(旧代表者の氏名・住所～番地又は住居番号も記入してください。)

新主たる事務所の所在地 旭川市〇〇町〇条〇丁目〇番地
(新事務所の所在地)

旧主たる事務所の所在地 旭川市〇〇町〇条〇丁目〇番地
(旧事務所の所在地)

2 変更の年月日

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(実際に会長が変更になった日を記入してください。)

3 変更の理由

(例) 規約で定める任期満了に伴い、改選を行ったことにより代表者が交代したため。

年 月 日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式4 規約変更認可申請書

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇〇〇〇町内会

所在地 (規約で定めた主たる事務所の住所)

代表者の氏名及び住所

氏 名 代表者(町内会長)の氏名

住 所 代表者(町内会長)の住所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、解散の事由を証する書類を添えて届け出ます。

1 解散の事由

2 解散年月日

年 月 日

3 清算人の住所及び氏名

4 財産の帰属（地方自治法第260条の31第2項の規定による市長の認可の要否）

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇〇〇町内会

所在地 (規約で定めた主たる事務所の住所)

代表者の氏名及び住所

氏 名 代表者(町内会長)の氏名

住 所 代表者(町内会長)の住所

解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、解散の事由を証する書類を添えて届け出ます。

1 解散の事由

総会の決議による。

2 解散年月日

年号〇〇年〇〇月〇〇日

3 清算人の住所及び氏名

〇 〇 〇 〇

旭川市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 財産の帰属(地方自治法第260条の31第2項の規定による市長の認可の要否)

残余財産は、〇〇〇〇に寄付する。地方自治法第260条の31第2項の規定による申請は、別途行う。

年 月 日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日付けで解散の届出をした当団体は、年 月 日をもって清算が終了しましたので、地方自治法第260条の33の規定により届け出ます。

様式6 清算終了届出書

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇町内会

所在地 (規約で定めた主たる事務所の住所)

清算人の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 旭川市〇〇〇〇〇〇〇〇

清 算 結 了 届 出 書

年号〇〇年〇〇月〇〇日付けで解散の届出をした当団体は、年号〇〇年〇〇月〇〇日をもって清算が終了しましたので、地方自治法第260条の33の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 旭川市長

請求人の氏名及び住所

氏 名

住 所

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項及び同法施行規則第21条第1項の規定により、次の団体の証明書の交付を請求します。

1 認可地縁団体の名称

2 主たる事務所の所在地

旭川市

年 月 日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

所在地

名 称

清算人の氏名及び住所

清算人

住 所

残余財産処分認可申請書

当地縁団体は、残余財産について別紙残余財産処分方法書により処分したいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 解散の事由

- 2 解散の決議録の写し
- 3 財産目録
- 4 負債処理方法書
- 5 相手方の同意書その他移譲を証する書類
- 6 規約
- 7 登記簿謄本

様式9 残余財産処分認可申請書

年号〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 旭川市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

所在地 旭川市〇〇〇〇〇〇〇〇

名 称 〇〇町内会

清算人の氏名及び住所

清算人 〇 〇 〇 〇

住 所 旭川市〇〇〇〇〇〇〇〇

残余財産処分認可申請書

当地縁団体は、残余財産について別紙残余財産処分方法書により処分したいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 解散の事由
総会の決議による。
- 2 解散の決議録の写し
- 3 財産目録
- 4 負債処理方法書
- 5 相手方の同意書その他移譲を証する書類
- 6 規約
- 7 登記簿謄本

年 月 日

(宛先) 旭川市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

様式 10 に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
北都町内会集会所	100㎡	所在：特別区北都町六丁目7番 家屋番号：7番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45㎡	特別区北都町六丁目7番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①北都町内会集会所

特別区北都町六丁目3番3号 総務 太郎

②宅地

特別区北都町六丁目3番4号 総務 二郎

【建物について】

○名称…○○町内会集会所，△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は，「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第113条第1項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第80条第1項）

○延床面積…不動産登記規則第115条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は，各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあつては，壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により，平方メートルを単位として定め，一平方メートルの百分の一未満の端数は，切り捨てるものとする。」

○所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条第1項第1号）及び家屋番号（同項第2号）まで記載すること。

【土地について】

○地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとする。

（注）不動産登記規則第99条「地目は，土地の主な用途により，田，畑，宅地，学校用地，鉄道用地，塩田，鉱泉地，池沼，山林，牧場，原野，墓地，境内地，運河用地，水道用地，用悪水路，ため池，堤，井溝，保安林，公衆用道路，公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

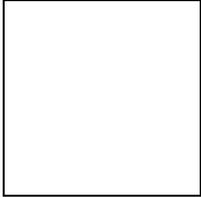
（注）不動産登記規則第100条「地積は，水平投影面積により，平方メートルを単位として定め，一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては，一平方メートル）未満の端数は，切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第34条第1項第2号）まで記載すること。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

(あて先) 旭川市長

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(登録資格) 氏 名	() 印
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

認可地縁団体印鑑の登録を申請します。	
申請者	<input type="checkbox"/> 本人 住所 <input type="checkbox"/> 代理人 氏名 印

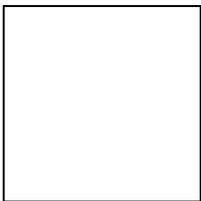
(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面を提出してください。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を持参してください。
- 3 登録者欄の氏名の次には、旭川市において登録されている個人の印鑑を押印してください。また、押印する個人の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付
申請書

年 月 日

(あて先) 旭川市長

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(登録資格) 氏 名	()
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 代理人 氏名 ㊟

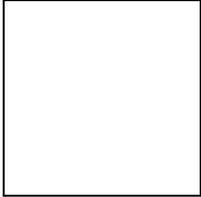
(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面を提出してください。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

(あて先) 旭川市長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	(登録資格) 氏 名	()
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名 ㊟

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面を提出してください。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑亡失届出書

年 月 日

(あて先) 旭川市長

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
(登録資格) 氏 名	() ⑩
生 年 月 日	年 月 日
住 所	

認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。	
申請者	<input type="checkbox"/> 本人 住所 <input type="checkbox"/> 代理人 氏名
	⑩

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面を提出してください。
- 旭川市において登録されている個人の印鑑登録証明書を添付してください。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

委 任 状

年 月 日

(あて先) 旭川市長

- 登録申請
 認可地縁団体印鑑の 証明書交付申請 について、次のものを代理人とし、その権
 登録廃止申請

限を委任します。

(受任者)

代理人	住 所		
	氏 名		生年月日 年 月 日

(委任者)

認可地縁団体	名称及び主たる事務所の所在地		登録申請する印鑑又は登録印鑑
	代表者等の氏名及び住所		

〇〇〇町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇町内会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、旭川市〇〇町△番□号から×番□□号までの範囲とする。

(主たる事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、町内会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもと、地域福祉の増進を図り、地域生活環境の向上や防災などに努め、もって地域住民のためのまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 会員相互及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。
- (5) 所有する資産の管理及び運営に関すること。
- (6) 地域の将来計画の研究に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員及び賛助会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会に加入することができる。

2 本会に加入しようとする者は、第12条に定める会長又は第11条第2項に定める班長に届け出るものとする。

3 本会は、前項の届け出があった場合には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(会費)

第7条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(賛助会員)

第8条 第2条に規定する区域に事務所を置く法人その他団体は、本会の賛助会員となることができる。

(退会)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 本人から脱退の申し出があったとき。

第3章 組 織

(専門部の設置)

第10条 本会に、次の専門部を置き、各々次の業務を担当する。

- (1) 総務部 庶務，渉外関係，各部の連絡調整等に関する事。
- (2) 広報部 各種調査，広報紙の発行・配布等に関する事。
- (3) 交通部 交通事故防止の推進，交通指導等に関する事。
- (4) 青少年育成部 青少年の保護育成，レクリエーション活動等に関する事。
- (5) 女性部 女性の教養・親睦，福祉や生活の向上等に関する事。
- (6) 防犯部 犯罪防止，防犯意識の向上等に関する事。
- (7) 環境衛生部 保健衛生，環境整備等に関する事。
- (8) 火防部 火災予防，防火意識の向上等に関する事。
- (9) 福祉部 民生関係，高齢者福祉等社会福祉に関する事。
- (10) 文化部 文化活動の推進，文化レクリエーション等に関する事。

2 専門部には部長を置くものとし，必要に応じ副部長等を置くことができる。

(班の設置)

第11条 本会の運営を円滑に行うため，本会に班を置く。

2 班の区域は別に定めるものとし，各班に班長を置く。

第4章 役 員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 ○名 (3) 会 計 ○名
- (4) 監 事 ○名 (5) 各専門部長 ○名

2 前項の役員は，総会において会員の中から選任する。

3 役員に欠員が生じた時は，前項の規定により補充する。

4 監事とその他の役員は，相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長は，本会を代表し，会務を統括する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ定めた順位により，その職務を代行する。

3 会計は，本会の出納事務を処理し，会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は，次の職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 他の役員の仕事執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは，これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

5 各専門部長は、各専門部を代表し、担当する専門部業務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第16条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会、臨時総会の2種とし、会員をもって構成する。

(総会招集)

第17条 定期総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事から第13条第4項第4号の定めによる請求があったときに開催し、会長が招集する。

3 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、〇日前までに文書で通知しなければならない。

(総会権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 事業計画及び予算の決定

(3) その他本会の重要事項

(総会議長)

第19条 総会の議長は、会員の中から選出する。

(総会定足数)

第20条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会議決)

第21条 総会における議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数の賛成により決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会書面表決権)

第22条 やむを得ない事情により出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は書面をもって他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその

会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(役員会)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催し、会長が招集する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 役員会には、第20条から第23条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 会計及び資産

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日から〇月〇日までとする。

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 補助金
- (4) 会館使用料
- (5) その他の収入
- (6) 別に定める財産目録記載の資産

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第32条 資産の管理及び〇〇町内会館の運営に関し必要な事項は別に定める。

(予算及び決算)

第33条 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に収支予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において収支予算が議決される日までの間は、前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 本会の規約の変更は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、旭川市長の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(帳簿及び書類の備え付け)

第36条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿及び証拠書類(会計が管理するものを除く。)、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(細則等の制定)

第37条 本会の運営については、この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 1 この規約を一部改正し、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇町内会構成員名簿

No. _____

年 月 日現在

番号	住所	氏名	番号	住所	氏名
1	旭川市〇〇町△番□号	〇〇 〇〇	26		
2	旭川市〇〇町△番□号	〇〇 □□	27		
3	旭川市〇〇町△番□号	〇〇 △△	28		
4	旭川市〇〇町◇番☆号	▲▲ ●●	29		
5	旭川市〇〇町◇番☆号	▲▲ ■■	30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

構成員(会員)総数 〇〇〇名

_____会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和 年 月 日 ()
開会 時 分, 閉会 時 分
- 2 開催場所 _____
- 3 出 欠 出席者（委任状による出席者も含む。） 人
欠席者 人
- 4 総会に付した事項（認可地縁団体）
- (1) 議長の選任について
 - (2) 議事録署名人の選任について
 - (3) _____会規約の制定について
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
 - (5) _____氏を会の代表者とするについて
 - (6) 本町内会の構成員の確定について
- 5 議決内容
- (1) _____氏を出席者_____の同意により議長に選任した。
 - (2) _____氏及び_____氏を出席者_____の同意により議事録署名人に選任した。
 - (3) _____会規約の制定については、出席者_____をもって可決した。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者_____をもって可決した。
 - (5) _____氏を本件認可申請に係る会の代表者とするについて、出席者_____の同意により代表者に選任した。
 - (6) 本町内会の構成員の確定については、出席者_____をもって可決した。

この議事録抄本について、議事の経過、内容及びその結果を明確にするために、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

〇〇〇〇町内 会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
開会 〇〇時 〇〇分， 閉会 〇〇時 〇〇分
- 2 開催場所 〇〇〇〇〇〇会館
- 3 出 欠 出席者（委任状による出席者も含む。） 〇〇〇人
欠席者 〇人
- 4 総会に付した事項（認可地縁団体）
- (1) 議長の選任について
 - (2) 議事録署名人の選任について
 - (3) 〇〇〇〇町内 会規約の制定について
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
 - (5) 〇〇 〇〇 氏を会の代表者とするについて
 - (6) 本町内会の構成員及び保有資産の確定について
- 5 議決内容
- (1) 〇〇 〇〇 氏を出席者 全員 の同意により議長に選任した。
 - (2) 〇〇〇 〇〇 氏及び 〇〇 〇 氏を出席者 全員 の同意により議事録署名人に選任した。
 - (3) 〇〇〇〇町内 会規約の制定については、出席者 全員 をもって可決した。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者 全員 をもって可決した。
 - (5) 〇〇 〇〇 氏を本件認可申請に係る会の代表者とするについては、出席者 全員 の同意により代表者に選任した。
 - (6) 本町内会の構成員の確定については、出席者 全員 をもって可決した。

この議事録抄本について、議事の経過、内容及びその結果を明確にするために、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇 〇 〇 〇

議事録署名人 〇〇〇 〇 〇

議事録署名人 〇 〇 〇

_____会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和 年 月 日 ()
開会 時 分, 閉会 時 分
- 2 開催場所 _____
- 3 出 欠 出席者（委任状による出席者も含む。） 人
欠席者 人

4 総会に付した事項（認可地縁団体）

- (1) 議長の選任について
- (2) 議事録署名人の選任について
- (3) 町内会長の交代について

5 議決内容

- (1) 議長の選任について
_____氏を出席者_____の同意により議長に選任した。
- (2) 議事録署名人の選任について
_____氏及び_____氏を出席者_____の同意により
議事録署名人に選任した。
- (3) 町内会長の交代について
_____会の次期会長の選出について総会に諮り、
_____氏を出席者_____の同意により次期会長に選任した。

この議事録抄本について、議事の経過、内容及びその結果を明確にするために、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

(2)代表者変更《記載例》

〇〇〇〇〇町内会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
開会 〇〇時 〇〇分， 閉会 〇〇時 〇〇分
- 2 開催場所 〇〇〇〇〇〇会館
- 3 出 欠 出席者（委任状による出席者も含む。） 〇〇〇人
欠席者 〇人

4 総会に付した事項（認可地縁団体）

- (1) 議長の選任について
(2) 議事録署名人の選任について
(3) 町内会長の交代について

5 議決内容

- (1) 議長の選任について
〇〇 〇〇氏を出席者全員の同意により議長に選任した。
- (2) 議事録署名人の選任について
〇〇〇 〇〇氏及び〇〇 〇氏を出席者全員の同意により議事録署名人に選任した。
- (3) 町内会長の交代について
〇〇〇〇町内会の次期会長の選出について総会に諮り、
〇〇 〇〇氏を出席者全員の同意により次期会長に選任した。

この議事録抄本について、議事の経過、内容及びその結果を明確にするために、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇 〇 〇 〇

議事録署名人 〇〇〇 〇 〇

議事録署名人 〇 〇 〇

_____会総会議事録 (抄本)

- 1 日 時 令和 年 月 日 ()
開会 時 分, 閉会 時 分
- 2 開催場所 _____
- 3 出 欠 出席者 (委任状による出席者も含む。) 人
欠席者 人
- 4 総会に付した事項 (認可地縁団体)
(1) 議長の選任について
(2) 議事録署名人の選任について
(3) 規約の一部改正について
- 5 議決内容
(1) 議長の選任について
_____氏を出席者_____の同意により議長に選任した。
(2) 議事録署名人の選任について
_____氏及び_____氏を出席者_____の同意により
議事録署名人に選任した。
(3) 規約の一部改正について
規約の一部改正を総会にはかったところ, 出席者_____の賛成をもって議
決された。

この議事録抄本について, 議事の経過, 内容及びその結果を明確にするために,
議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

(3)規約変更《記載例》

〇〇〇〇町内 会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
開会 〇〇時 〇〇分， 閉会 〇〇時 〇〇分
- 2 開催場所 〇〇〇〇〇〇会館
- 3 出 欠 出席者（委任状による出席者も含む。） 〇〇〇人
欠席者 〇人
- 4 総会に付した事項（認可地縁団体）
(1) 議長の選任について
(2) 議事録署名人の選任について
(3) 規約の一部改正について
- 5 議決内容
(1) 議長の選任について
〇〇 〇〇氏を出席者全員の同意により議長に選任した。
(2) 議事録署名人の選任について
〇〇〇 〇〇氏及び〇〇 〇氏を出席者全員の同意により
議事録署名人に選任した。
(3) 規約の一部改正について
規約の一部改正を総会にはかったところ，出席者全員の賛成をもって議
決された。

この議事録抄本について，議事の経過，内容及びその結果を明確にするために，
議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇 〇 〇 〇
議事録署名人 〇〇〇 〇 〇
議事録署名人 〇 〇 〇

_____町内会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和 年 月 日 ()
開会 時 分, 閉会 時 分
- 2 開催場所 _____
- 3 出 欠 出席者（委任状による出席者も含む。） 人
欠席者 人

4 総会に付した事項（認可地縁団体）

- (1) 議長の選任について
- (2) 議事録署名人の選任について
- (3) 認可地縁団体の解散について
- (4) 認可地縁団体の清算について
- (5) 残余財産の処分方法について

5 議決内容

- (1) 議長の選任について
_____氏を出席者_____の同意により議長に選任した。
- (2) 議事録署名人の選任について
_____氏及び_____氏を出席者_____の同意により議事録署名人に選任した。
- (3) 認可地縁団体の解散について
認可地縁団体の解散について総会に諮り、出席者_____の同意により議決した。
- (4) 認可地縁団体の清算について
認可地縁団体の清算について、出席者_____の同意により議決した。
- (5) 残余財産の処分方法について
残余財産の処分方法について、_____
_____することで出席者全員が同意した。

この議事録抄本について、議事の経過、内容及びその結果を明確にするために、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

(4) 解散《記載例》

〇〇〇〇 町内会総会議事録（抄本）

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
開会 〇〇時 〇〇分， 閉会 〇〇時 〇〇分
- 2 開催場所 〇〇〇〇会館
- 3 出 欠 出席者（委任状による出席者も含む。） 〇〇人
欠席者 〇人

4 総会に付した事項（認可地縁団体）

- (1) 議長の選任について
- (2) 議事録署名人の選任について
- (3) 認可地縁団体の解散について
- (4) 認可地縁団体の清算について
- (5) 残余財産の処分方法について

5 議決内容

- (1) 議長の選任について
〇〇 〇〇 氏を出席者 全員 の同意により議長に選任した。
- (2) 議事録署名人の選任について
〇〇〇 〇〇 氏及び 〇〇 〇 氏を出席者 全員 の同意により議事録署名人に選任した。
- (3) 認可地縁団体の解散について
認可地縁団体の解散について総会に諮り，出席者 全員 の同意により議決した。
- (4) 認可地縁団体の清算について
認可地縁団体の清算について，出席者 全員 の同意により議決した。
- (5) 残余財産の処分方法について
残余財産の処分方法について，旭川市に残余財産処分認可申請を行い，〇〇町内会に寄付 することで出席者全員が同意した。

この議事録抄本について，議事の経過，内容及びその結果を明確にするために，議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇 〇 〇 〇

議事録署名人 〇〇〇 〇 〇

議事録署名人 〇 〇 〇

規約変更の内容及び理由を記載した書類

1 規約変更の内容 ※変更後の規約は別紙のとおり

新	旧

2 規約変更の理由

<作成例>

規約変更の内容及び理由を記載した書類

1 規約変更の内容 ※変更後の規約は別紙のとおり

新	旧
<p>(区域) 第2条 本会の区域は旭川市〇〇町〇条〇丁目から〇条〇丁目の範囲とする。</p>	<p>(区域) 第2条 本会の区域は旭川市〇〇町〇条〇丁目から△条△丁目の範囲とする。</p>

2 規約変更の理由

町内会の区域が拡大したため。

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。

ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項(森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 解散した場合(破産による場合を除く。)

- イ 名称
- ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

四 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合

告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書
 - 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 申請者が代表者であることを証する書類
 - 四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
 - 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨
 - 四 異議を述べるができる期間及び方法に関する事項
- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

- 2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

〔別記略〕

◀ 認可地縁団体に関するお問い合わせ ▶

旭川市 市民生活部 市民活動課 市民活動係
〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎4階
TEL：25-6012 FAX：25-6515
e-mail：shiminkatsudo@city.asahikawa.hokkaido.jp